

**令和4年度第3回
さいたま市福祉有償運送運営協議会
議 事 要 旨**

【開催要領】

1. 開催日時：令和4年10月31日（月）10：00～11：00

2. 場 所：ときわ会館3階 第3会議室

3. 出席委員：（敬称略・50音順）

伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
遠藤 浩司	埼玉交通運輸労働組合
大熊 聖也	埼玉県企画財政部交通政策課
大野 政子	住民又は旅客
須藤 まゆみ	埼玉運輸支局
瀧口 修一	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
木村 恵美（代理）	子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課
遠山 昭人	保健福祉局長寿応援部
富澤 文雄	保健福祉局長寿応援部介護保険課
永島 淳	保健福祉局福祉部
中村 正利	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
兵働 正行	保健福祉局福祉部障害支援課
山本 宏	社会福祉法人さくら草

4. 欠席委員：（敬称略・50音順）

齊藤 秀貴	埼玉県個人タクシー協会
田辺 裕行	子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課
中山 舞	社会福祉法人久美愛園

5. 傍聴人：0人

【次第】

1 開 会

2 協 議

更新登録の申請に係る協議について

(1) NPO 法人 ぐりーと

(2) 社会福祉法人 邑元会

(3) 社会福祉法人 育成会

3 報 告

(1) 軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について

4 閉 会

【配付資料】

- 令和4年度第3回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第
- 令和4年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿
- 令和4年度第3回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表
- 資料1 更新登録申請書（NPO 法人 ぐりーと）
- 資料2 更新登録申請書（社会福祉法人 邑元会）
- 資料3 更新登録申請書（社会福祉法人 育成会）
- 資料4 軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について
- 参考資料

【要旨】

●更新登録の申請に係る協議について（NPO 法人 ぐりーと）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○NPO 法人 ぐりーと 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

永島会長 福祉有償運送の事業をされている中で何か感じていることや困っていることはありますでしょうか。

事業者 15～16年前、当時は障害福祉サービスで車を使用することはできないとされていましたが、色々と調べていく中でこの福祉有償運送という制度を知り、登録させていただきました。

既に障害福祉サービスを利用されている方向けにこの福祉有償運送を行っているところとして、一番の需要は既存の利用者さんの施設への送迎の際にとなっています。

伊藤委員 仮に障害福祉サービスを利用していない方からのお問い合わせがあった場合、受け入れの対応は行っていただけるのでしょうか。

事業者 年に数回そういったお問い合わせをいただきますが、人員不足などもあり、対応は難しいのが現状です。

また、一番若い人員でも70歳を超えており、人員の高齢化に伴った、世代交代が上手く進んでいないことも課題と感じております。

山本委員 そうしますと、福祉有償運送の事業は、今現在いらっしゃる利用者の方の移動手段としてであり、その方たちの社会参加を促す手法の一つとして行われているということでしょうか。

事業者 その通りです。

やはり、福祉有償運送を一つの事業として採算を取って行うことは難しいと考えており、あくまで現在の利用者の方の社会参加の手法として行っているところです。

山本委員 ありがとうございます。

やはり、福祉有償運送の制度があくまで既存の移動支援の仕組みを補完するものであるといった側面があるので、そういったことを多くの方に知っていただけると良いと感じました。

瀧口委員 私どもはタクシー会社ですが、介護輸送も行っております。

正直な思いとして、介護輸送だけでは本来事業としては成り立たないと感じています。そんな中、利用者の方を思って、この福祉有償運送の事業を続けていらっしゃる事業者の皆さまには、本当に頭が下がる思いです。

ONPO 法人 ぐりーと 退室

ONPO 法人 ぐりーとの申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 邑元会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○社会福祉法人 邑元会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

永島会長 福祉有償運送の事業をされている中で何か感じていることや困っていることはありますか。

事業者 市の福祉有償運送HPに乗せていただいている情報に関してですが、当法人では、実際のところ生活サポートのみで対応しているのが現状です。そのため、生活サポート以外の場合の対価の設定については、削除することはできませんでしょうか。

永島会長 事務局の方でそのあたりはいかがでしょうか。

事務局 生活サポートのみの対価の設定とすることは可能です。

伊藤委員 生活サポート以外の場合の料金体系は使われていないということでしょうか。

事業者 現状では使っておらず、もしお問い合わせがあった際に検討するような方たちです。

須藤委員 そうしますと一応、対価の設定はしておいて、HPへの記載はしないといったことも検討して良いかもしれません。

永島会長 現在、福祉有償運送のHPに載せる情報や見せ方についての検討を事務局で行っているところでして、そちらとも関連してくるかもしれません。

伊藤委員 生活サポートの点数を超えてしまった場合に備えて、生活サポートを適用しない場合の料金体系についても設定しておいた方が良いと感じます。その上でHPへの記載の仕方について検討されてはいかがでしょうか。

事業者 そうしていただけるとありがたいです。

山本委員 確認ですが、仮に対価の変更をする場合の手続きは、この運営協議会で協議を行うということによろしかったでしょうか。

永島会長 そうですね。ただし、先ほど伊藤委員がおっしゃったように生活サポートの上限時間を超える場合も想定されるので、対価の変更をする場合にはそのあたりも考慮する必要はあるかと思います。

事業者 分かりました。

○社会福祉法人 邑元会 退室

遠山委員 意見としてですが、先ほどの質疑の中で、福祉有償運送HPにどこまで情報を載せるかといった議論がありましたが、事務局にはHPの更新にあたって、事業者の申請内容と齟齬が生じないように注意していただければと思います。

永島会長 遠山委員のおっしゃるとおりだと思います。
事務局にお願いしますが、福祉有償運送HPの更新案については、今後の運営協議会の場で委員の皆さまにお示しして、意見を募っていただくようにしてください。

事務局 承知いたしました。

○社会福祉法人 邑元会の申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 育成会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○社会福祉法人 育成会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

永島会長 福祉有償運送の事業をされている中で何か感じていることや困っていることはありますか。

事業者 近年、福祉有償運送の利用について、ケアマネージャーや家族の方からの依頼が増えている印象があります。

私どもの事業所では、介護保険のサービスがメインとなっており、どうしてもそちらが優先となっています。また、対応できる人員に限りがあり、すべてのご依頼を受けることは難しいですが、できる限り対応しているような状況です。

永島会長 問合せは月にどのくらいあるのでしょうか。

事業者 月に1～4件程度、お問い合わせをいただいております。

既に介護保険のサービスを利用している方からのお問い合わせメインですが、新型コロナのワクチン接種などに関連してお問い合わせいただくこともあります。

永島会長 利用者としては主に施設への通所者の方になりますでしょうか。

事業者 福祉有償運送の対象としては、基本的に訪問介護を利用されている方の通院などになっています。

永島会長 そうしますと既に何かしらのサービスを利用されている方が対象となるかたちでしょうか。

事業者 そうですね。

ただ、後々介護保険の認定申請を行う方でも先に福祉有償運送の登録を行うことで対応もしており、そのような方には後日、介護保険のサービス契約を結んでいただいています。

富澤委員 暫定でケアプランを作成している段階では、対応していないということでしょうか。

事業者 基本的にはその通りです。

山本委員 通院乗降介助と合わせて利用されることを想定しているのでしょうか。

事業者 想定しているかたちといたしましては、そのとおりとなります。

○社会福祉法人 育成会 退室

○社会福祉法人 育成会の申請について、全会一致で合意

●軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について

○事務局から、概要を資料4に基づき説明

以上